

## 任意継続被保険者の資格を取得される方へ

埼玉県川越市脇田本町 15-13  
埼玉しんきん健康保険組合  
Tel:049-246-9331

### 1 保険料の納付

- (1) 保険料は当健康保険組合より送付された**納付書により**必ず納付してください。  
納付先は、飯能信用金庫 川越支店(普通預金No.0161823)です。  
法律により定められていますので、必ず窓口にて手続きをしてください。  
**ATM及びネットによる振込みはできません**ので、ご了承ください。  
なお、青木信用金庫および飯能信用金庫からの振入手数料は無料となります。
- (2) 納付書は毎月発送しますので、指定期日(原則:毎月10日)までに納付してください。  
6日になっても、納付書が届かなかった場合、保険料額及び納付方法について不明な点がある場合は、健康保険組合へ照会してください。ただし、**初回に限っては保険証(カード)と同封の納付書により納付期限日までに納付してください。**
- (3) 月の途中で資格喪失(退職)した場合、最後の給与から控除された健康保険料等は前月分となりますので、重複はしていません。  
**(例えば、3月分給与から控除された健康保険料等は2月分となります。)**
- (4) 「納付書兼領収書」は確定申告などで必要となります。再発行はできませんので、大切に保管してください。
- (5) 前納を希望される場合は、当健保組合までご連絡ください。

### 2 資格喪失

次の場合は、被保険者の資格を喪失します。(それ以外の資格喪失はありません。)

**資格喪失後は、健康保険被保険者証を使用できません**ので、健康保険組合へすみやかに返納してください。

- (1) 保険料の納付期限(毎月10日)を過ぎても納付しないときは、翌11日をもって資格がなくなります。ただし、納付期限日が休日の場合は順次繰り下げます。(保険者において正当の事由ありと認めた場合は除く。この場合は健康保険組合にその事由書を遅滞なく届出をすること。)
- (2) 健康保険、船員保険の適用事業所に使用されたとき。(この場合任意継続被保険者であった旨を事業主に申し出ること。)
- (3) 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき。
- (4) 被保険者となってから2年を経過したとき。(期限満了)
- (5) 被保険者が死亡したとき。
- (6) 被保険者から資格喪失を申し出たとき。(資格喪失日:申出が受理された日の属する月の翌月1日)  
※上記(2)(3)(5)(6)に該当したときは別添の「資格喪失申出書」を提出してください。

### 3 届出義務

次の場合は当健康保険組合に届出をしてください。

- (1) 氏名または住所を変更した場合(5日以内)
- (2) 被扶養者届または、扶養家族に増減が発生した場合
- (3) 届出の振込口座を変更した場合

### 4 年金

20歳以上60歳未満の方(被扶養者を含む)は、国民年金の第1号被保険者となりますので、市町村の国民年金係に手続きをしてください。